

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第136号）（産業観光局観光MICE推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市宇多野ユースホステルの使用料の適正化を図る必要があるため、現行の使用料に引き上げ分105分の3を乗じて得た金額を現行の使用料に加えた金額（ただし、10円に満たない金額は切捨て）に改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第136号

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を次のように改正する。

別表第2宿泊施設の項中「3,500」を「3,600」に、「4,000」を「4,110」に、「2,800」を「2,880」に、「3,300」を「3,390」に改め、同表テニスコートの項中「1,300」を「1,330」に改め、同表備考中「4,000円」を「4,110円」に、「3,300円」を「3,390円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市宇多野ユースホステル条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後の使用に係る使用料で平成25年10月1日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

(産業観光局観光MICE推進室)